

平成30年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案集

平成30年11月20日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 7 号 専決処分事項の報告について
〈損害賠償の額の決定及び和解〉 …………… 1～2
2. 議案第 62 号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
…………… 3～5
3. 議案第 63 号 かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について …………… 6～12
4. 議案第 64 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について …………… 13～14
5. 議案第 65 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置
、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につ
いて …………… 15
6. 議案第 66 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）
…………… 16～31
7. 議案第 67 号 平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正
予算（第 2 号） …………… 32～39
8. 議案第 68 号 平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 1 号） …………… 40～46
9. 議案第 69 号 平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予
算（第 2 号） …………… 47～54
10. 議案第 70 号 平成 30 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計
補正予算（第 2 号） …………… 55～62

11. 議案第 71 号	平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	……………	63~70
12. 議案第 72 号	平成 30 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第 1 号)	……………	71~73
13. 議案第 73 号	防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事(Ⅱ 期)変更請負契約の締結について	……………	74
14. 議案第 74 号	市道路線の認定について	……………	75~77
15. 議案第 75 号	市道路線の認定について	……………	78~80
16. 議案第 76 号	市道路線の変更について	……………	81~83

(参考資料)

○ 付議事件(条例)条文新旧対照表	……………	84~100
・ かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表	……………	(84~86)
・ かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表	……………	(86~90)
かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)	……………	(90)
かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第 3 項 関係)	……………	(90)
かすみがうら市職員定数条例 新旧対照表(附則第 4 項関係)	……………	(90~91)
かすみがうら市特別会計条例 新旧対照表(附則第 5 項関係)	……………	(91)
かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する 条例 新旧対照表(附則第 6 項関係)	……………	(91)

かすみがうら市下水道条例 新旧対照表(附則第 7 項関係)	………… (91～96)
かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(附則第 8 項関係)	………… (96～98)
かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例 新旧対照表(附則第 9 項関係)	………… (98～99)
・ かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	………… (99～100)

報告第7号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

公用車の事故による示談書の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月1日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車の事故による示談書の締結について

- 1 事故発生日時 平成30年8月7日（火）午前9時50分
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上土田407-1
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 当市公用車が駐車場内を走行中、後退してきた相手方車両と接触した。
- 5 示談内容 (1) 過失割合 かすみがうら市 30%
相手方 70%
(2) 損害責任額
かすみがうら市 16,589円
相手方 100,744円
をそれぞれに支払う。
(3) 上記のとおり示談が成立したので、本件に関しては裁判上または裁判外を問わず、以降相互に一切の請求、異議の申し立て、訴の提起をしないこととする。

議案第62号

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第9条中「排水設備には」の次に「、雨水」を加え、「及び」を「又は」に改める。

第14条中「その金額」を「その端数金額」に改める。

第16条中「建築するもの」を「建築する者」に改める。

第17条中「もの」を「者」に改める。

第18条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える。

（立入検査）

第18条 市長は、排除施設を管理するために必要と認めるときは、利用者が占有する土地、建物又は排水設備に職員を立ち入らせ、調査又は検査を行わ

せることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により調査又は検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改修その他の処置)

第19条 市長は、市が管理する排除施設に雨水を流入させた者又は前条の規定による調査又は検査の結果必要と認めた者に対し、期限を付して当該排水設備の改修又は撤去を命ずることができる。

2 前項の改修又は撤去に要する費用は、改修又は撤去を命じられた者の負担とする。

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第6条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等の工事を実施した者

(2) 第7条の規定に違反してかすみがうら市指定排水設備工事店以外の者による排水設備の新設等の工事を実施した者

(3) 第8条第1項又は第10条の規定による届出を怠った者

(4) 第9条の規定に違反して排水設備に土砂、ごみ、油脂その他市民の生活環境等に有害となる物質又は農排施設に障害を及ぼすおそれのある物質を排除した者

(5) 第16条の規定に違反して市長の認定を受けないで排除施設を利用した者

(6) 第18条の規定による調査又は検査に正当な理由なく応じなかった者

(7) 第19条第1項の規定による改修又は撤去を行わなかった者

第21条 偽りその他の不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のかすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第142号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

議案第63号

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例（平成17年かすみがうら市
条例第144号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「かすみがうら市水道事業」の次に「及び下水道事業（公共下水道
事業並びに特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同
じ。）（以下これらを「上下水道事業」という。）」を加える。

第2条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質
の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第2条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を平成31年4月1日から適用する。

第3条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域は、かすみがうら市全域とする。
- (2) 給水人口は、4万6,400人とする。
- (3) 1日最大給水量は、1万7,600立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 排水区域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域とする。
- (2) 処理施設(かすみがうら市下水道条例(平成17年かすみがうら市条例第140号)第3条第3号の処理施設をいう。)の名称、位置及び処理区域は、別表第1のとおりとする。
- (3) 排水区域面積は、97ヘクタールとする。
- (4) 排水人口は、2,500人とする。
- (5) 1日最大処理能力は、950立方メートルとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表第2のとおりとする。
- (2) 排水区域面積は、587.6ヘクタールとする。
- (3) 排水人口は、12,470人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、1,983立方メートルとする。

第4条第1項中「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、「水道事務所」を削る。

第5条から第7条まで並びに第8条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第3条関係)

名称	位置	処理区域
志戸崎・田伏地区特定環境保全公共下水道排水処理施設	かすみがうら市田伏6662番地	志戸崎の一部 田伏の一部 坂の一部 中台の一部

別表第2 (第4条関係)

名称	位置	処理区域
柏崎地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市柏崎1996番地	柏崎 田伏の一部 岩坪の一部
大和田地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市一の瀬253番地2	大和田 下大堤 男神 三ツ木の一部 南根本の一部 西成井の一部 中台の一部
深谷地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市深谷3	上大堤

施設	9 7 5 番地 6	深谷の一部 南根本の一部 三ツ木の一部
土田地区農業集落排水処理 施設	かすみがうら市上土田 5 0 番地 4	上土田 下土田
志筑地区農業集落排水処理 施設	かすみがうら市中志筑 1 9 4 番地 1	上志筑 中志筑
上稲吉地区農業集落排水処 理施設	かすみがうら市上稲吉 5 6 9 番地 3	上稲吉の一部
新治地区農業集落排水処理 施設	かすみがうら市新治 1 8 6 1 番地	下稲吉の一部 新治の一部
千代田東部地区農業集落排 水処理施設	かすみがうら市東野寺 1 7 5 4 番地 2	下志筑 市川 東野寺 西野寺

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
(かすみがうら市行政組織条例の一部改正)
- 2 かすみがうら市行政組織条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 7 号）の
一部を次のように改正する。
第 3 条第 6 号ア及びイを削り、次のように加える。
道路、河川その他土木に関すること。
(かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)
- 3 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 1 9 年かすみ
がうら市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中第26号及び第27号を削り、第28号を第26号とし、第29号から第38号までを2号ずつ繰り上げる。

(かすみがうら市職員定数条例の一部改正)

- 4 かすみがうら市職員定数条例（平成17年かすみがうら市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(かすみがうら市特別会計条例の一部改正)

- 5 かすみがうら市特別会計条例（平成17年かすみがうら市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

(かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

- 6 かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計歳入歳出予算」に改める。

第5条中「歳計現金に」を削る。

(かすみがうら市下水道条例の一部改正)

- 7 かすみがうら市下水道条例（平成17年かすみがうら市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第2号中「その他の排水施設」を「その他の施設」に改め、第13号中「規則」を「上下水道事業管理規程（以下「管理規程」という。）」に改める。

第5条、第7条第1項、第11条、第12条、第13条第2項及び第14条中「規則」を「管理規程」に改める。

第18条第1項及び第3項中「別表第2」を「別表」に改める。

第20条、第22条第1項、第25条第3号及び第5号、第26条第1号、第27条第2号並びに第29条第6号中「規則」を「管理規程」に改める。

第32条第1項の表指定工事店標証板交付手数料の項を削る。

第33条中「規則」を「管理規程」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

(かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

8 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第142号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例

第1条中「設置及び」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第6条中「規則」を「上下水道事業管理規程（以下「管理規程」という。）」に改める。

第7条中「かすみがうら市指定排水設備工事店規則（平成17年かすみがうら市規則第119号）」を「管理規程」に改める。

第8条第1項、第10条、第11条及び第13条中「規則」を「管理規程」に改める。

第14条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第16条中「規則」を「管理規程」に改める。

第17条中「別表第3」を「別表第2」に、「規則」を「管理規程」に改める。

第22条中「規則」を「管理規程」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

(かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正)

- 9 かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例（平成17年かすみ
がうら市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条中「かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する
条例（平成17年かすみがうら市条例第142号）の別表第1」を「かすみ
がうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年かすみ
がうら市条例第144号）の別表第2」に改める。

議案第64号

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成26年かすみがうら市条例第22号）の一部を次のように改正す
る。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許
状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を
修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加
え、同項に次の1号を加える。

（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適
当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第65号

かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成23年かすみがうら市条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,076千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,810,977千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許」による

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金		2,236,582	420	2,237,002
	1 国 庫 負 担 金	1,565,511	420	1,565,931
18 繰 入 金		1,047,240	△ 49,246	997,994
	1 基 金 繰 入 金	1,047,237	△ 96,607	950,630
	2 特 別 会 計 繰 入 金	3	47,361	47,364
20 諸 収 入		211,546	2,250	213,796
	5 雑 入	175,474	2,250	177,724
21 市 債		1,638,700	28,500	1,667,200
	1 市 債	1,638,700	28,500	1,667,200
歳 入 合 計		16,829,053	△ 18,076	16,810,977

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		142,700	600	143,300
	1 議 会 費	142,700	600	143,300
2 総 務 費		1,867,004	△ 14,295	1,852,709
	1 総 務 管 理 費	1,458,751	2,455	1,461,206
	2 徴 税 費	216,091	△ 18,350	197,741
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	87,356	1,600	88,956
3 民 生 費		6,267,669	△ 6,645	6,261,024
	1 社 会 福 祉 費	2,972,291	68,161	3,040,452
	2 児 童 福 祉 費	2,727,218	△ 76,506	2,650,712
	3 生 活 保 護 費	568,160	1,700	569,860
4 衛 生 費		1,300,135	18,300	1,318,435
	1 保 健 衛 生 費	1,300,135	18,300	1,318,435
5 労 働 費		28,182	△ 800	27,382
	1 労 働 諸 費	28,182	△ 800	27,382
6 農 林 水 産 業 費		650,291	2,046	652,337
	1 農 業 費	632,821	588	633,409
	3 水 産 業 費	2,957	1,458	4,415
7 商 工 費		436,123	△ 23,626	412,497
	1 商 工 費	436,123	△ 23,626	412,497
8 土 木 費		1,800,792	4,450	1,805,242
	1 土 木 管 理 費	91,608	8,700	100,308
	4 都 市 計 画 費	1,060,231	△ 4,250	1,055,981

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		938,123	△ 3,400	934,723
	1 消 防 費	938,123	△ 3,400	934,723
10 教 育 費		1,213,763	5,294	1,219,057
	1 教 育 総 務 費	211,281	900	212,181
	4 社 会 教 育 費	263,949	△ 5,456	258,493
	5 保 健 体 育 費	146,069	9,850	155,919
12 公 債 費		2,154,269	0	2,154,269
	1 公 債 費	2,154,269	0	2,154,269
歳 出 合 計		16,829,053	△ 18,076	16,810,977

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	水族館管理運営事業（政策）	3, 7 2 6

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
神立停車場線整備事業債	18,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	47,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,460,529	0	5,460,529
2 地 方 譲 与 税	226,000	0	226,000
3 利 子 割 交 付 金	7,320	0	7,320
4 配 当 割 交 付 金	21,984	0	21,984
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,346	0	22,346
6 地 方 消 費 税 交 付 金	706,957	0	706,957
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	35,000	0	35,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,450,000	0	3,450,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,138	0	7,138
12 分 担 金 及 び 負 担 金	213,515	0	213,515
13 使 用 料 及 び 手 数 料	53,484	0	53,484
14 国 庫 支 出 金	2,236,582	420	2,237,002
15 県 支 出 金	1,174,167	0	1,174,167
16 財 産 収 入	9,191	0	9,191
17 寄 附 金	14,351	0	14,351
18 繰 入 金	1,047,240	△49,246	997,994
19 繰 越 金	178,003	0	178,003
20 諸 収 入	211,546	2,250	213,796
21 市 債	1,638,700	28,500	1,667,200
歳 入 合 計	16,829,053	△18,076	16,810,977

22

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	142,700	600	143,300				600
2 総 務 費	1,867,004	△14,295	1,852,709				△14,295
3 民 生 費	6,267,669	△6,645	6,261,024				△6,645
4 衛 生 費	1,300,135	18,300	1,318,435				18,300
5 労 働 費	28,182	△800	27,382				△800
6 農 林 水 産 業 費	650,291	2,046	652,337			2,250	△204
7 商 工 費	436,123	△23,626	412,497				△23,626
8 土 木 費	1,800,792	4,450	1,805,242		28,500		△24,050
9 消 防 費	938,123	△3,400	934,723				△3,400
10 教 育 費	1,213,763	5,294	1,219,057				5,294
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,154,269	0	2,154,269			△96,607	96,607
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	16,829,053	△18,076	16,810,977		28,500	△94,357	47,781

23

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1,565,511	420	1,565,931	2 児童福祉費負担金	420	児童手当過年度精算金
計	1,565,511	420	1,565,931			

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

6 減債基金繰入金	326,297	△96,607	229,690	1 減債基金繰入金	△96,607	市債元利償還金
計	1,047,237	△96,607	950,630			

(款) 18 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

3 介護保険特別会計繰入金	1	47,361	47,362	1 介護保険特別会計繰入金	47,361	介護保険特別会計繰入金
計	3	47,361	47,364			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

7 雑入	137,810	2,250	140,060	1 雑入	2,250	農業次世代人材投資資金経営開始型補助金返還金
計	175,474	2,250	177,724			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

5 土木債	430,100	28,500	458,600	2 都市計画事業債	28,500	神立停車場線整備事業債
計	1,638,700	28,500	1,667,200			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一 財	般 源		区 分	金 額
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	142,700	600	143,300				600	2 給料	400	01 職員等人件費	600
								4 共済費	200	2 一般職給料	400
										4 共済組合負担金	200
計	142,700	600	143,300				600				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	868,607	3,704	872,311				3,704	2 給料	10,300	01 職員等人件費	3,290
								3 職員手当等	△11,160	2 一般職給料	9,500
								4 共済費	4,150	2 嘱託職員給料	800
								14 使用料及び賃借料	414	3 期末手当	1,800
										3 退職手当	△14,350
										3 特別職退職手当	890
										3 嘱託職員通勤手当	100
										3 児童手当	400
										4 共済組合負担金	2,900
										4 社会保険料	1,250
										06 市長・副市長秘書業務事業	414
										14 公用車借上料	414
7 企画費	54,134	△1,249	52,885				△1,249	13 委託料	△1,259	02 企画調整事業	10
								19 負担金、補助及び交付金	10	19 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会負担金	10
										03 企画調整事業(政策)	△1,259
										13 スマートIC設置可能性等調査業務委託	△1,940
										13 土地利用基礎調査業務委託	681
計	1,458,751	2,455	1,461,206				2,455				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	149,537	△18,350	131,187				△18,350	2 給料	△10,000	01 職員等人件費	△18,350
								3 職員手当等	△5,700	2 一般職給料	△10,000
								4 共済費	△2,650	3 期末手当	△5,700
										4 共済組合負担金	△2,200
										4 社会保険料	△450
計	216,091	△18,350	197,741				△18,350				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	86,845	1,600	88,445				1,600	3 職員手当等	900	01 職員等人件費	1,600
								4 共済費	700	3 期末手当	900
										4 共済組合負担金	700

25

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	一般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
計	87,356	1,600	88,956				1,600				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	705,124	56,237	761,361				56,237	2 給料	2,150	01 職員等人件費	4,280	
								3 職員 手当等	600		2 一般職給料	2,000
								4 共済費	1,530		2 嘱託職員給料	150
								23 償還金 、利子 及び 割引料	2,913		3 期末手当	600
								28 繰出金	49,044		4 共済組合負担金	1,250
											4 社会保険料	280
		13 国民健康保険特別会計繰出事業	49,044									
		28 国民健康保険特別会計繰出 金	49,044									
		16 臨時福祉給付金給付事業(政策)	2,913									
		23 国庫負担金等超過交付金返 還金	2,913									
3 障害者 福祉費	836,203	2,954	839,157				2,954	23 償還金 、利子 及び 割引料	2,954	05 障害者自立支援事業	2,954	
										23 国庫負担金等超過交付金返 還金	2,954	
4 国民年金 費	7,161	300	7,461				300	2 給料	100	01 職員等人件費	300	
								3 職員 手当等	100	2 一般職給料	100	
								4 共済費	100	3 期末手当	100	
										4 共済組合負担金	100	
5 医療福祉 費	317,039	4,198	321,237				4,198	23 償還金 、利子 及び 割引料	4,198	02 医療福祉事業	4,198	
										23 医療福祉費等補助金返還金	4,198	
6 老人医療 費	498,874	4,472	503,346				4,472	28 繰出金	4,472	03 後期高齢者医療事業	4,472	
										28 後期高齢者医療特別会計繰 出金	4,472	
計	2,972,291	68,161	3,040,452				68,161					

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	16,756	17	16,773				17	23 償還金 、利子 及び 割引料	17	03 家庭児童相談事業(政策)	17
										23 国庫負担金等返還金	17

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 児童措置費	807,805	1,764	809,569				1,764	23 償還金、利子及び割引料	1,764	05 児童手当事業 23 国庫負担金等超過交付金返還金	1,764
3 保育所費	522,603	△74,250	448,353				△74,250	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△44,650 △17,300 △12,300	01 職員等人件費 2 一般職給料 2 嘱託職員給料 3 期末手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	△74,250 △41,300 △3,350 △17,300 △11,400 △900
5 児童館費	64,920	△4,037	60,883				△4,037	2 給料 4 共済費	△3,802 △235	01 職員等人件費 2 一般職給料 2 嘱託職員給料 4 共済組合負担金 4 社会保険料	△4,037 △1,500 △2,302 500 △735
計	2,727,218	△76,506	2,650,712				△76,506				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	104,144	1,700	105,844				1,700	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,000 300 400	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金	1,700 1,000 300 400
計	568,160	1,700	569,860				1,700				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	439,374	18,300	457,674				18,300	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	10,000 4,400 3,900	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	18,300 10,000 4,400 3,500 400
計	1,300,135	18,300	1,318,435				18,300				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

2 働く女性の家管理費	18,015	△800	17,215				△800	2 給料	△800	01 職員等人件費 2 一般職給料	△800 △800
計	28,182	△800	27,382				△800				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 農業委員会費	47,498	9,800	57,298				9,800	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	5,400 2,400 2,000	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金	9,800 5,400 2,400 2,000
2 農業総務費	382,263	△12,400	369,863				△12,400	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 28 繰出金	△6,500 △4,300 △1,900 300	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金 04 農業集落排水事業特別会計繰出事業 28 農業集落排水事業特別会計繰出金	△12,700 △6,500 △4,300 △1,900 300 300
3 農業振興費	29,808	2,250	32,058			2,250		23 償還金、利子及び割引料	2,250	09 農業振興事業 23 県補助金等返還金	2,250 2,250
8 農地費	139,314	938	140,252				938	19 負担金、補助及び交付金	938	03 土地改良整備支援事業(政策) 19 県単土地改良上乗せ補助金	938 938
計	632,821	588	633,409			2,250	△1,662				

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

1 水産業振興費	2,957	1,458	4,415				1,458	11 需用費	1,458	02 水産振興事業 11 修繕料	1,458 1,458
計	2,957	1,458	4,415				1,458				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	85,064	△28,300	56,764				△28,300	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△15,300 △8,400 △4,600	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金	△28,300 △15,300 △8,400 △4,600
3 観光費	80,107	898	81,005				898	13 委託料	898	11 農山漁村活性化推進事業(政策) 13 指定管理者委託	898 898
4 歩崎公園管理費	107,707	3,776	111,483				3,776	2 給料 13 委託料	50 3,726	01 職員等人件費 2 嘱託職員給料 06 水族館管理運営事業(政策) 13 水族館改修設計委託	50 50 3,726 3,726
計	436,123	△23,626	412,497				△23,626				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 財 源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 土木総務費	91,608	8,700	100,308				8,700	2 給料	4,100	01 職員等人件費	8,700
								3 職員手当等	2,500	2 一般職給料	4,000
								4 共済費	2,100	2 嘱託職員給料	100
										3 期末手当	2,500
										4 共済組合負担金	2,200
										4 社会保険料	△100
計	91,608	8,700	100,308				8,700				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	990,191	△4,250	985,941				△4,250	2 給料	△1,700	01 職員等人件費	△3,700
								3 職員手当等	△1,900	2 一般職給料	△1,700
								4 共済費	△100	3 期末手当	△1,900
								28 繰出金	△550	4 共済組合負担金	△100
										07 下水道事業特別会計繰出事業	△550
										28 下水道事業特別会計繰出金	△550
3 街路事業費	52,134	0	52,134		28,500		△28,500			03 街路整備事業(政策)	
										(財源振替)	
計	1,060,231	△4,250	1,055,981		28,500		△32,750				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	701,651	△3,400	698,251				△3,400	2 給料	△2,300	01 職員等人件費	△3,400
								3 職員手当等	△3,000	2 消防職給料	△2,300
								4 共済費	1,900	3 期末手当	△3,000
計	938,123	△3,400	934,723				△3,400			4 共済組合負担金	1,900

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	98,373	900	99,273				900	2 給料	500	01 職員等人件費	900
								4 共済費	400	2 一般職給料	500
計	211,281	900	212,181				900			4 共済組合負担金	400

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	70,786	500	71,286				500	2 給料	300	01 職員等人件費	500
								3 職員手当等	200	2 一般職給料	300
										3 期末手当	200
2 公民館費	76,019	4,130	80,149				4,130	2 給料	2,800	01 職員等人件費	4,130
								3 職員手当等	500	2 一般職給料	2,800
								4 共済費	830	3 期末手当	500
										4 共済組合負担金	500

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 文化振興費	17,970	△6,756	11,214				△6,756	12 役員費 13 委託料 18 備品購入費	4 社会保険料 04 埋蔵文化財事業 12 手数料 13 旧安飾小学校用途変更実施設計書業務委託 18 文化財資料収納軽量棚	330 △6,756 △1,300 1,044 △6,500
4 図書館費	39,579	150	39,729				150	2 給料 4 共済費	01 職員等人件費 2 嘱託職員給料 4 共済組合負担金	150 50 100
5 歴史博物館費	59,595	△3,480	56,115				△3,480	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	△3,480 △1,700 △1,300 △800 320
計	263,949	△5,456	258,493				△5,456			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1 保健体育総務費	46,875	9,850	56,725				9,850	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	9,850 4,800 3,000 2,100 △50
計	146,069	9,850	155,919				9,850			

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	1,985,330	0	1,985,330				△96,607	96,607		01 市債償還事業(元金) (財源振替)
計	2,154,269	0	2,154,269				△96,607	96,607		

給 与 費 明 細 表

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	7,276 (3.30)	3,198	33,478	6,271	39,749
	議 員	16	52,620		16,642 (3.30)		69,262	20,011	89,273
	その他の特別職	1,977	113,273				113,273	635	113,908
	計	1,996	165,893	23,004	23,918	3,198	216,013	26,917	242,930
補 正 前	長 等	3		23,004	7,276 (3.30)	2,308	32,588	6,271	38,859
	議 員	16	52,620		16,642 (3.30)		69,262	20,011	89,273
	その他の特別職	1,977	113,273				113,273	635	113,908
	計	1,996	165,893	23,004	23,918	2,308	215,123	26,917	242,040
比 較	長 等					890	890		890
	議 員								
	その他の特別職								
	計					890	890		890

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	374		1,448,625	1,019,451	2,468,076	464,518	2,932,594
補正前	380		1,488,925	1,059,001	2,547,926	466,768	3,014,694
比 較	△6		△ 40,300	△ 39,550	△ 79,850	△ 2,250	△ 82,100

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
		補正後	47,357	327,635	244,053	16,830	25,077	69,391	3,412	50,292	2,050	31,898	7,501	190,740	1,890
補正前	47,357	352,835	244,053	16,830	25,077	69,391	3,412	50,292	2,050	31,898	7,501	205,090	1,890	666	
比 較		△ 25,200											△ 14,350		

議案第67号

平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,957千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,878,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		545,073	49,044	594,117
	1 一般会計繰入金	395,073	49,044	444,117
7 繰越金		1	11,058	11,059
	1 繰越金	1	11,058	11,059
8 諸収入		19,308	3,855	23,163
	2 雑入	9,304	3,855	13,159
歳入合計		4,815,024	63,957	4,878,981

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		37,166	3,250	40,416
	1 総務管理費	36,046	3,250	39,296
8 諸支出金		6,107	60,707	66,814
	1 償還金及び還付加算金	6,105	60,707	66,812
歳出合計		4,815,024	63,957	4,878,981

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	985,033	0	985,033
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	3,264,604	0	3,264,604
5 財産収入	4	0	4
6 繰入金	545,073	49,044	594,117
7 繰越金	1	11,058	11,059
8 諸収入	19,308	3,855	23,163
歳入合計	4,815,024	63,957	4,878,981

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	37,166	3,250	40,416				3,250
2 保 険 給 付 費	3,213,817	0	3,213,817				
3 国民健康保険事業費納付金	1,494,438	0	1,494,438				
4 共 同 事 業 拠 出 金	2	0	2				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	48,489	0	48,489				
7 基 金 積 立 金	4	0	4				
8 諸 支 出 金	6,107	60,707	66,814				60,707
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,815,024	63,957	4,878,981				63,957

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	395,073	49,044	444,117	1 一般会計繰入金	49,044	職員給与費等 その他
						3,250 45,794
計	395,073	49,044	444,117			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	11,058	11,059	1 その他の繰越金	11,058	前年度繰越金
計	1	11,058	11,059			

(款) 8 諸収入

(項) 2 雑入

12 療養給付費等交付金	0	3,855	3,855	1 過年度分	3,855	精算追加交付金
計	9,304	3,855	13,159			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	34,459	3,250	37,709				3,250	2 給料	1,100	01 職員等人件費	3,250
								3 職員手当等	1,150	2 一般職員給料	1,100
								4 共済費	1,000	3 期末手当	1,000
										3 退職手当	150
										4 共済組合負担金	1,000
計	36,046	3,250	39,296				3,250				

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

5 療養給付費等負担金償還金	1	59,886	59,887				59,886	23 償還金、利子及び割引料	59,886	01 療養給付費等負担金償還事業	59,886
										23 療養給付費等負担金償還金	59,886
7 その他償還金	1	821	822				821	23 償還金、利子及び割引料	821	01 その他償還事業	821
										23 国庫負担金等返還金	821
計	6,105	60,707	66,812				60,707				

給 与 費 明 細 表

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	4		13,723	9,325	23,048	4,923	27,971
補正前	4		12,623	8,175	20,798	3,923	24,721
比 較			1,100	1,150	2,250	1,000	3,250

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後		3,818	1,951	312	219	1,170						1,855		
	補正前		2,818	1,951	312	219	1,170						1,705		
	比 較		1,000											150	

議案第68号

平成30年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ781,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		466,676	4,472	471,148
	1 一般会計繰入金	466,676	4,472	471,148
4 繰越金		1	6,851	6,852
	1 繰越金	1	6,851	6,852
6 国庫補助金		0	1,188	1,188
	1 国庫補助金	0	1,188	1,188
歳入合計		768,700	12,511	781,211

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		4,382	0	4,382
	1 総務管理費	3,584	0	3,584
2 後期高齢者医療広域連合納付金		762,317	12,511	774,828
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	762,317	12,511	774,828
歳 出 合 計		768,700	12,511	781,211

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	301,021	0	301,021
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	466,676	4,472	471,148
4 繰越金	1	6,851	6,852
5 諸収入	1,001	0	1,001
6 国庫補助金	0	1,188	1,188
歳入合計	768,700	12,511	781,211

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	4,382	0	4,382	1,188			△1,188
2 後期高齢者医療広域連合納付金	762,317	12,511	774,828				12,511
3 諸 支 出 金	1,001	0	1,001				
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	768,700	12,511	781,211	1,188			11,323

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 医療費公費繰入金	372,922	4,472	377,394	1 医療費公費繰入金	4,472	医療費公費繰入金
計	466,676	4,472	471,148			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	6,851	6,852	1 繰越金	6,851	繰越金
計	1	6,851	6,852			

(款) 6 国庫補助金

(項) 1 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	0	1,188	1,188	1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	1,188	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
計	0	1,188	1,188			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	3,584	0	3,584	1,188			△1,188		01 後期高齢者医療一般管理事業 (財源振替)	
計	3,584	0	3,584	1,188			△1,188			

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金	762,317	12,511	774,828				12,511	19 負担金、補助及び交付金	12,511	01 後期高齢者医療広域連合納付事業 19 被保険者保険料等 19 医療療養給付費負担金精算金	12,511 5,791 6,720
計	762,317	12,511	774,828				12,511				

議案第69号

平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度かすみがうら市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ550千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,082,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		593,147	△ 550	592,597
	1 一般会計繰入金	593,147	△ 550	592,597
歳入合計		1,083,100	△ 550	1,082,550

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下 水 道 費		467,368	△ 550	466,818
	1 下 水 道 管 理 費	390,151	5,750	395,901
	2 下 水 道 建 設 費	77,217	△ 6,300	70,917
歳 出	合 計	1,083,100	△ 550	1,082,550

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	8,210	0	8,210
2 使用料及び手数料	336,236	0	336,236
3 国庫支出金	7,000	0	7,000
4 繰入金	593,147	△550	592,597
5 繰越金	16,996	0	16,996
6 諸収入	4,211	0	4,211
7 市債	113,600	0	113,600
8 県支出金	3,700	0	3,700
歳入合計	1,083,100	△550	1,082,550

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下 水 道 費	467,368	△550	466,818				△550
2 公 債 費	610,732	0	610,732				
3 予 備 費	5,000	0	5,000				
歳 出 合 計	1,083,100	△550	1,082,550				△550

2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	593,147	△550	592,597	1 一般会計繰入金	△550	一般会計繰入金
計	593,147	△550	592,597			

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 下 水 道 総 務 費	68,088	5,750	73,838				5,750	2 給 料	3,100	01 職員等人件費	5,750
								3 職 員 手当等	1,550	2 一般職給料	3,100
								4 共済費	1,100	3 期末手当	1,100
										3 退職手当	450
										4 共済組合負担金	1,100
計	390,151	5,750	395,901				5,750				

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道建設費

1 公共下水道整備事業費	48,469	△6,300	42,169				△6,300	2 給 料	△3,700	01 職員等人件費	△6,300
								3 職 員 手当等	△1,800	2 一般職給料	△3,700
								4 共済費	△800	3 期末手当	△1,300
										3 退職手当	△500
										4 共済組合負担金	△800
計	77,217	△6,300	70,917				△6,300				

給 与 費 明 細 表

1 一 般 職
(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	8		29,307	19,545	48,852	9,511	58,363
補正前	8		29,907	19,795	49,702	9,211	58,913
比 較			△ 600	△ 250	△ 850	300	△ 550

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	840	6,885	4,905		769	1,188		970				3,988		
	補正前	840	7,085	4,905		769	1,188		970				4,038		
	比 較		△ 200										△ 50		

議案第70号

平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度かすみがうら市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ468,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		303,900	300	304,200
	1 一般会計繰入金	303,900	300	304,200
歳入合計		468,400	300	468,700

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		193,060	300	193,360
	1 農業集落排水事業費	193,060	300	193,360
歳 出 合 計		468,400	300	468,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	2,900	0	2,900
2 使用料及び手数料	78,597	0	78,597
3 県費支出金	7,880	0	7,880
4 財産収入	1	0	1
5 繰入金	303,900	300	304,200
6 繰越金	11,521	0	11,521
7 諸収入	1	0	1
8 市債	63,600	0	63,600
歳入合計	468,400	300	468,700

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	193,060	300	193,360				300
2 公 債 費	272,340	0	272,340				
3 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	468,400	300	468,700				300

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	303,900	300	304,200	1 一般会計繰入金	300	一般会計繰入金
計	303,900	300	304,200			

3 歳 出

(款) 1 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 施設管理費	193,060	300	193,360				300	2 給料	100	01 職員等人件費 2 一般職給料 4 共済組合負担金	300
								4 共済費	200		100
計	193,060	300	193,360				300				200

給与費明細表

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	1		2,394	1,794	4,188	918	5,106
補正前	1		2,294	1,794	4,088	718	4,806
比較			100		100	200	300

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	216	544	377		86	261						310		
	補正前	216	544	377		86	261						310		
	比較														

議案第71号

平成30年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,509,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1,000	99,108	100,108
	1 繰越金	1,000	99,108	100,108
歳入合計		3,409,900	99,108	3,509,008

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		107,288	△ 4,150	103,138
	1 総務管理費	82,512	△ 4,150	78,362
4 地域支援事業費		83,515	700	84,215
	3 包括的支援事業・任意事業費	41,064	700	41,764
7 諸支出金		1,002	102,558	103,560
	1 償還金及び還付加算金	1,000	55,197	56,197
	3 繰出金	1	47,361	47,362
歳出合計		3,409,900	99,108	3,509,008

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	764,267	0	764,267
2 使 用 料 及 び 手 数 料	100	0	100
3 国 庫 支 出 金	724,941	0	724,941
4 支 払 基 金 交 付 金	869,089	0	869,089
5 県 支 出 金	487,487	0	487,487
6 財 産 収 入	34	0	34
7 繰 入 金	546,279	0	546,279
8 繰 越 金	1,000	99,108	100,108
9 諸 収 入	6,703	0	6,703
10 介 護 サ ー ビ ス 収 入	10,000	0	10,000
歳 入 合 計	3,409,900	99,108	3,509,008

69

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	107,288	△4,150	103,138				△4,150
2 保 険 給 付 費	3,190,847	0	3,190,847				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	83,515	700	84,215				700
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	17,212	0	17,212				
6 基 金 積 立 金	35	0	35				
7 諸 支 出 金	1,002	102,558	103,560				102,558
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,409,900	99,108	3,509,008				99,108

2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	1,000	99,108	100,108	1 繰 越 金	99,108	前年度繰越金
計	1,000	99,108	100,108			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	82,512	△4,150	78,362				△4,150	2 給 料	△2,200	01 職員等人件費	△4,150
								3 職 員 手当等	△1,750	2 一般職給料	△2,200
								4 共済費	△200	3 期末手当	△1,200
										3 退職手当	△330
										3 児童手当	△220
										4 共済組合負担金	△200
計	82,512	△4,150	78,362				△4,150				

(款) 4 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

2 地域包括支援センター費	14,845	700	15,545				700	2 給 料	200	01 職員等人件費	700
								3 職 員 手当等	300	2 一般職給料	200
								4 共済費	200	3 期末手当	300
計	41,064	700	41,764				700			4 共済組合負担金	200

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償 還 金	0	55,197	55,197				55,197	23 償還金、 利子 及 び 割引料	55,197	01 国庫支出金等返還事業	55,197
										23 国庫支出金等返還金	55,197
計	1,000	55,197	56,197				55,197				

(款) 7 諸支出金

(項) 3 繰出金

1 一般会計繰出金	1	47,361	47,361				47,361	28 繰出金	47,361	01 一般会計繰出事業	47,361
										28 一般会計繰出金	47,361
計	1	47,361	47,361				47,361				

給 与 費 明 細 表

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	11		40,677	24,221	64,898	12,583	77,481
補正前	12		42,677	25,451	68,128	12,583	80,711
比 較	△1		△ 2,000	△ 1,230	△ 3,230		△ 3,230

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	718	8,922	6,800		712	1,188		449				5,432		
	補正前	718	9,822	6,800		712	1,188		449				5,762		
	比 較		△ 900										△ 330		

議案第72号

平成30年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度かすみがうら市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度かすみがうら市水道事業会計予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 収益的支出	983,233千円	2,104千円	985,337千円
第1項 営業費用	891,527千円	2,104千円	893,631千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算書第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1） 職員給与費 59,218千円

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

平成30年度 かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

（1）収益的収入及び支出

（支 出）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	収益的支出		983,233	2,104	985,337	
	1 営業費用		891,527	2,104	893,631	
		1 配水及び給水費	62,728	2,104	64,832	

給 与 費 明 細 書

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		6	68	25,976		16,630	42,674	8,020	50,694
	資本勘定支弁職員		1	0	4,568		2,590	7,158	1,366	8,524
	合 計		7	68	30,544		19,220	49,832	9,386	59,218
補 正 前	損益勘定支弁職員		6	68	25,175		16,194	41,437	7,153	48,590
	資本勘定支弁職員		1	0	4,568		2,590	7,158	1,366	8,524
	合 計		7	68	29,743		18,784	48,595	8,519	57,114
比 較	損益勘定支弁職員		0	0	801		436	1,237	867	2,104
	資本勘定支弁職員		0	0	0		0	0	0	0
	合 計		0	0	801		436	1,237	867	2,104

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補 正 後	971	1,084	575		483		645		
	補 正 前	971	1,084	575		483		645		
	比 較	0	0	0		0		0		
手 当 の 内 訳	区 分	期末勤勉手当	退職手当負担金	管理職特別手当						合 計
	補 正 後	11,259	4,147	56						19,220
	補 正 前	11,259	3,711	56						18,784
	比 較	0	436	0						436

議案第73号

防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）変更
請負契約の締結について

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- | | |
|------------|--|
| 1 工 事 名 | 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備
工事（Ⅱ期） |
| 2 工 事 場 所 | かすみがうら市 霞ヶ浦地区 |
| 3 変更前の契約金額 | 351,712,800円 |
| 4 今回変更契約額 | 15,487,200円 増額 |
| 5 変更後の契約金額 | 367,200,000円 |
| 6 契約の相手方 | 茨城県土浦市桜町4-3-20
NECネットエスアイ株式会社 茨城営業所
所長 亀田 憲二 |

議案第74号

市道路線の認定について

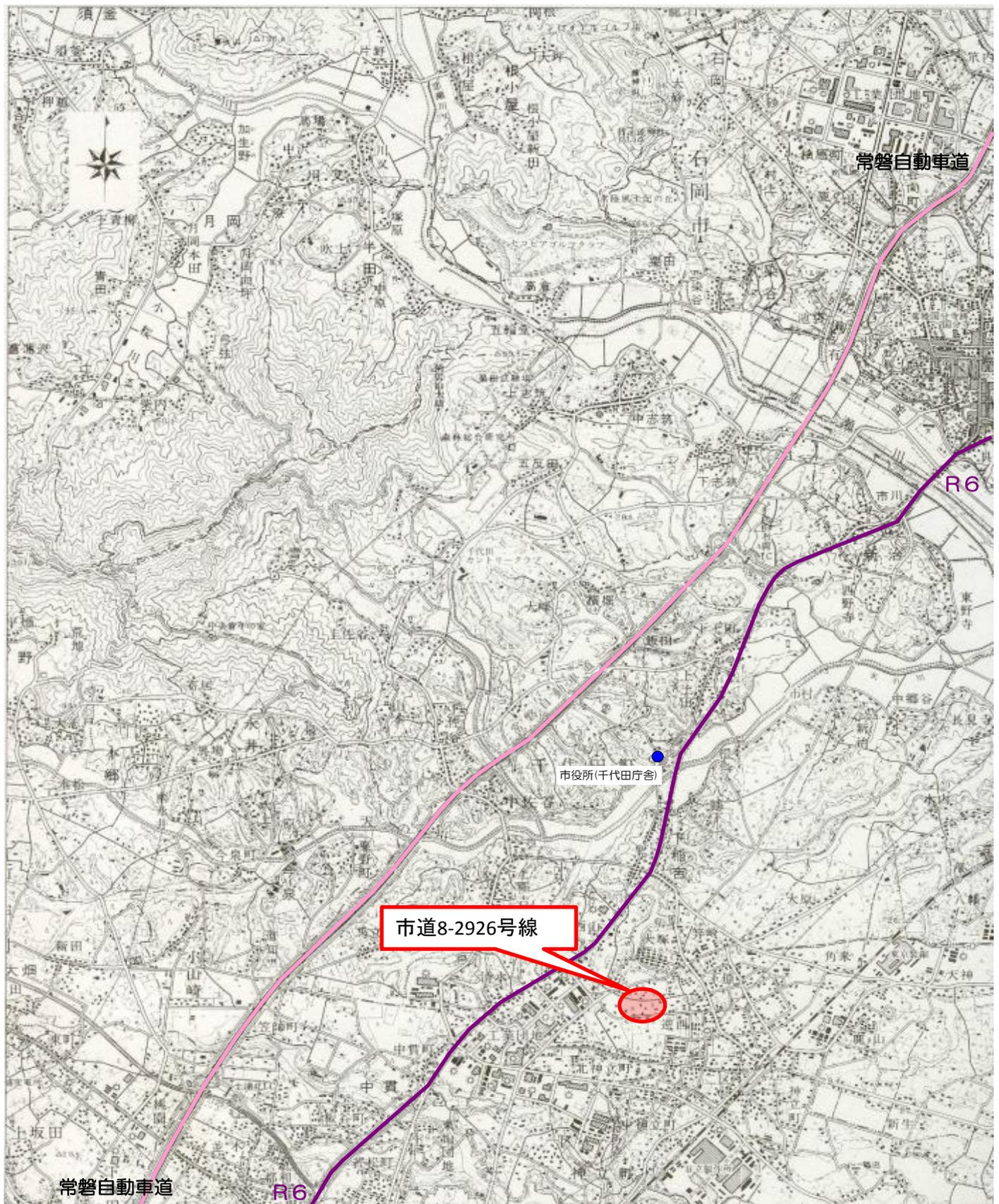
市道に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2926	下稲吉 2056番25	下稲吉 2056番21	6.00～10.00	96.60

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



議案第 75 号

市道路線の認定について

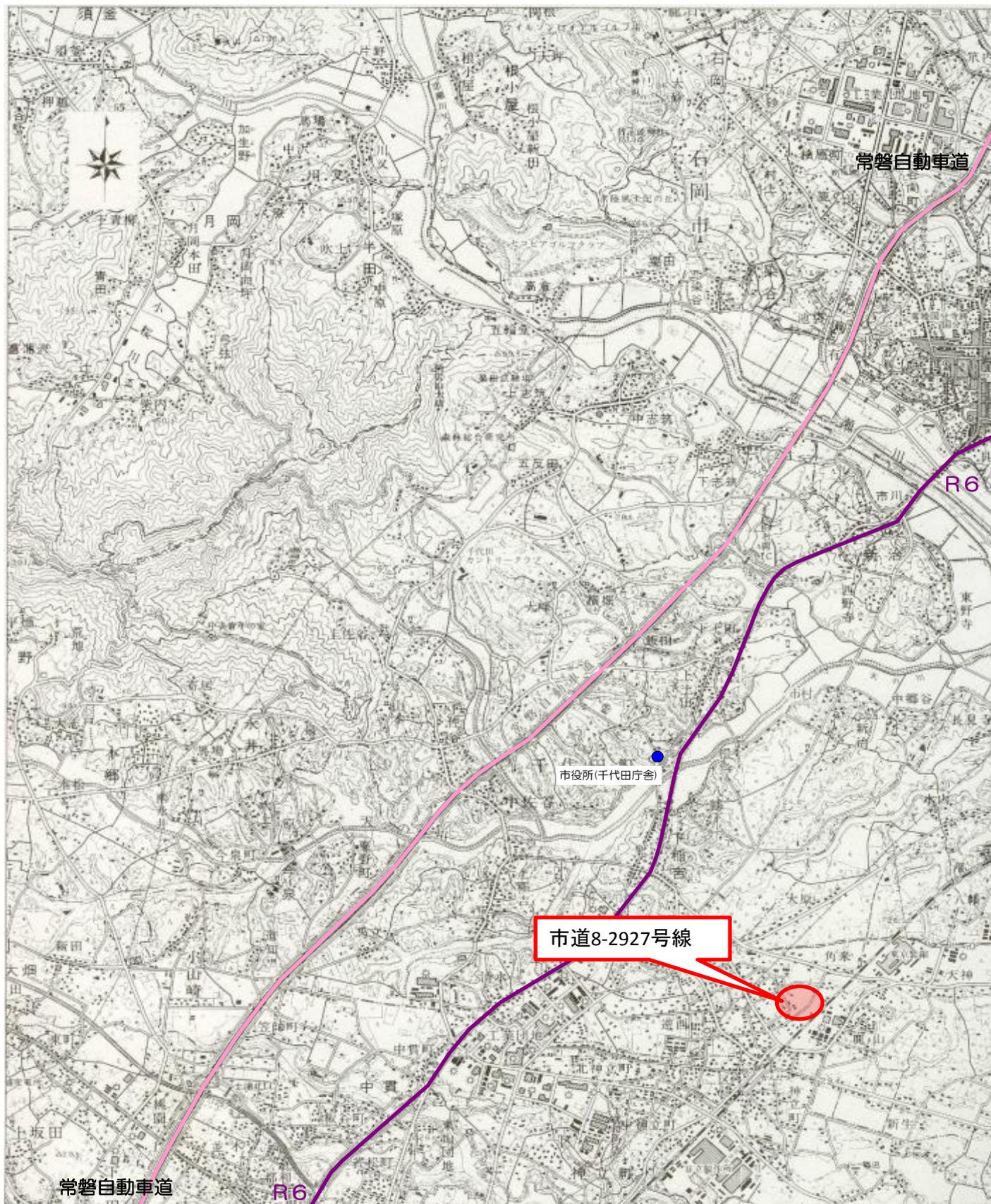
市道に認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 20 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2927	稲吉東 2 丁目 2488 番 14	稲吉東 2 丁目 2488 番 12	4.00～9.20	77.80

路線認定位置図（千代田地区）



議案第76号

市道路線の変更について

市道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

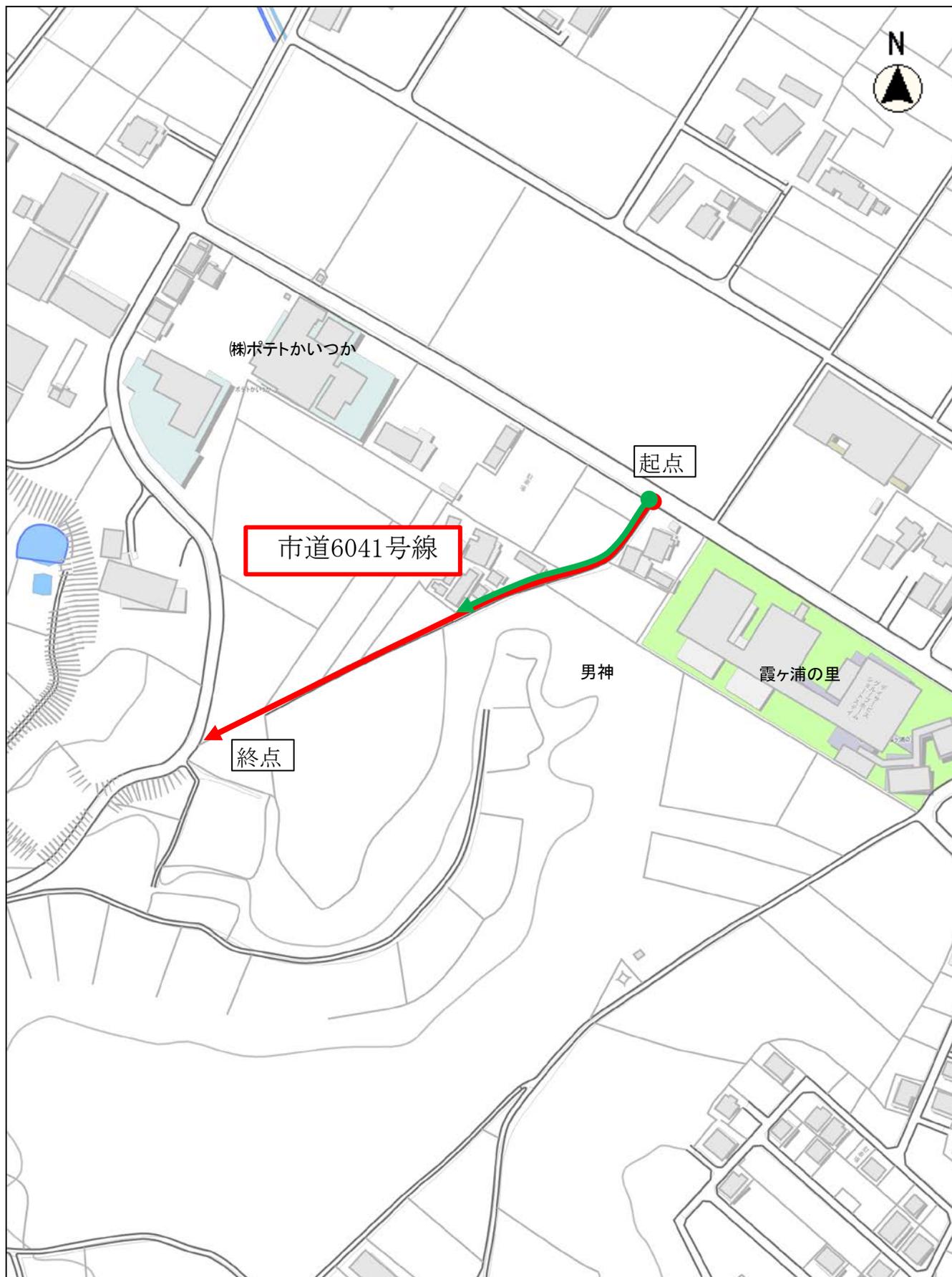
路線名		新旧	道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	区別	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	6041	旧	男神 240 番 17	男神 240 番 2	1.80～2.82	244.29
		新	男神 240 番 17	男神 357 番 2	2.50～2.82	65.14

詳細位置図（変更図）

変更前路線



変更後路線



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(土砂等の排除の禁止)</p> <p>第 9 条 利用者は、排水設備には、土砂、ごみ、油脂その他市民の生活環境等に有害となる物質及び農排施設に障害を及ぼすおそれのある物質を排除してはならない。</p>	<p>(土砂等の排除の禁止)</p> <p>第 9 条 利用者は、排水設備には、雨水、土砂、ごみ、油脂その他市民の生活環境等に有害となる物質又は農排施設に障害を及ぼすおそれのある物質を排除してはならない。</p>
<p>(使用料)</p> <p>第 14 条 使用料の月額は、別表第 2 に定めるところにより算定して得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 14 条 使用料の月額は、別表第 2 に定めるところにより算定して得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>
<p>(新規利用者の認定)</p> <p>第 16 条 排除施設の供用が開始された後に排水設備を設けて建築物を建築するもので排除施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請し、認定を受けなければならない。</p>	<p>(新規利用者の認定)</p> <p>第 16 条 排除施設の供用が開始された後に排水設備を設けて建築物を建築する者で排除施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請し、認定を受けなければならない。</p>
<p>(新規利用者に係る負担金)</p> <p>第 17 条 前条の規定により認定を受けたものは、別表第 3 に定める負担金を規則で定めるところにより納付しなければならない。この場合において、排除施設を新たに設置する必要があるときは、その設置に要する費用は受益者が負担しなければならない。</p>	<p>(新規利用者に係る負担金)</p> <p>第 17 条 前条の規定により認定を受けた者は、別表第 3 に定める負担金を規則で定めるところにより納付しなければならない。この場合において、排除施設を新たに設置する必要があるときは、その設置に要する費用は受益者が負担しなければならない。</p>
	<p>(立入検査)</p> <p>第 18 条 市長は、排除施設を管理するために必要と認めるときは、利用者が占有する土地、建物又は排水設備に職員を立</p>

	<p><u>ち入らせ、調査又は検査を行わせることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により調査又は検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</u></p>
	<p><u>(改修その他の処置)</u></p> <p><u>第 19 条 市長は、市が管理する排除施設に雨水を流入させた者又は前条の規定による調査又は検査の結果必要と認められた者に対し、期限を付して当該排水設備の改修又は撤去を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 前項の改修又は撤去に要する費用は、改修又は撤去を命じられた者の負担とする。</u></p>
	<p><u>(過料)</u></p> <p><u>第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 万円以下の過料に処する。</u></p> <p><u>(1) 第 6 条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者</u></p> <p><u>(2) 第 7 条の規定に違反してかすみがうら市指定排水設備工事店以外の者による排水設備の新設等の工事を実施した者</u></p> <p><u>(3) 第 8 条第 1 項又は第 10 条の規定による届出を怠った者</u></p> <p><u>(4) 第 9 条の規定に違反して排水設備に土砂、ごみ、油脂その他市民の生活環境等に有害となる物質又は農排施設に障害を及ぼすおそれのある物質を排除した者</u></p>

	<p>(5) <u>第 16 条の規定に違反して市長の認定を受けないで排除施設を利用した者</u></p> <p>(6) <u>第 18 条の規定による調査又は検査に正当な理由なく応じなかった者</u></p> <p>(7) <u>第 19 条第 1 項の規定による改修又は撤去を行わなかった者</u></p>
	<p><u>第 21 条 偽りその他の不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。</u></p>
(委任) 第 18 条 (略)	(委任) 第 22 条 (略)
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のかすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 142 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。</u></p>

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<u>かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例</u>	<u>かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 4 条の規定に基づき、かすみがうら市水道事業の設置等について、必要な事項を定	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 4 条の規定に基づき、かすみがうら市水道事業 <u>及び下水道事業(公共下水道事業並</u>

<p>めるものとする。</p>	<p><u>びに特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)</u> <u>(以下これらを「上下水道事業」という。)</u>の設置等について、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(水道事業の設置) 第 2 条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p>	<p>(設置) 第 2 条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。 <u>2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。</u></p>
	<p>(法の全部適用) <u>第 2 条の 2 法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。)第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>
<p>(経営の基本) 第 3 条 <u>水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 <u>2 給水区域は、かすみがうら市全域とする。</u> <u>3 給水人口は、4 万 6,400 人とする。</u></p>	<p>(経営の基本) 第 3 条 <u>上下水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 <u>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 給水区域は、かすみがうら市全域とする。</u> <u>(2) 給水人口は、4 万 6,400 人とする。</u> <u>(3) 1 日最大給水量は、1 万 7,600 立方メートルとする。</u> <u>3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 排水区域は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画の区域とする。</u> <u>(2) 処理施設(かすみがうら市下水道条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 140 号)</u></p>

<p><u>4 1日最大給水量は、1万7,600立方メートルとする。</u></p>	<p><u>第3条第3号の処理施設をいう。)の名称、位置及び処理区域は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>(3) 排水区域面積は、97ヘクタールとする。</u></p> <p><u>(4) 排水人口は、2,500人とする。</u></p> <p><u>(5) 1日最大処理能力は、950立方メートルとする。</u></p> <p><u>4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 排水区域面積は、587.6ヘクタールとする。</u></p> <p><u>(3) 排水人口は、12,470人とする。</u></p> <p><u>(4) 1日最大処理能力は、1,983立方メートルとする。</u></p>
<p>(組織)</p> <p>第4条 法第7条ただし書及び<u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)</u>第8条の2の規定に基づき、<u>水道事業</u>に管理者を置かないものとする。</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業</u>の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)に属する事務を処理させるため、建設部<u>水道事務所</u>を置く。</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 法第7条ただし書及び<u>令</u>第8条の2の規定に基づき、<u>上下水道事業</u>に管理者を置かないものとする。</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、<u>上下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)に属する事務を処理させるため、建設部を置く。</p>
<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るもの</p>	<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>上下水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るもの</p>

に限る。)とする。	のに限る。)とする。
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により <u>水道事業</u> の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により <u>上下水道事業</u> の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、100万円以上である場合とする。
(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等) 第7条 <u>水道事業</u> の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。	(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等) 第7条 <u>上下水道事業</u> の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。
(業務状況説明書類の作成) 第8条 市長は、 <u>水道事業</u> に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。 2 (略) (1)及び(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか <u>水道事業</u> の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項 3 (略)	(業務状況説明書類の作成) 第8条 市長は、 <u>上下水道事業</u> に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。 2 (略) (1)及び(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか <u>上下水道事業</u> の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項 3 (略)
	<u>別表第1 (略)</u>
	<u>別表第2 (略)</u>
	<u>附 則</u>

	<p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>
--	---

かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表(かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項関係)

改正前	改正後
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第 3 条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 建設部</p> <p><u>7 道路、河川その他土木に関すること。</u></p> <p><u>イ 下水道に関すること。</u></p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第 3 条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 建設部</p> <p><u>道路、河川その他土木に関すること。</u></p>

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項関係)

改正前	改正後
<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p><u>(26) かすみがうら市下水道条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 140 号)</u></p> <p><u>(27) かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 142 号)</u></p> <p><u>(28)～(38) (略)</u></p>	<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p><u>(26)～(36) (略)</u></p>

かすみがうら市職員定数条例 新旧対照表(かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例附則第 4 項関係)

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 420 人</p> <p>(2) 水道事業の事務部局の職員 18 人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 420 人</p> <p>(2) 水道事業<u>及び下水道事業</u>の事務部局の職員 18 人</p>

(3)～(8) (略)	(3)～(8) (略)
-------------	-------------

かすみがうら市特別会計条例 新旧対照表(かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例附則第5項関係)

改正前	改正後
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)及び(2) (略) <u>(3) 下水道事業特別会計</u> <u>下水道事業</u> <u>(4) 農業集落排水事業特別会計</u> <u>農業集落排水事業</u> <u>(5) (略)</u>	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)及び(2) (略) <u>(3) (略)</u>

かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例附則第6項関係)

改正前	改正後
(運用収益の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算</u> に計上して、この基金に編入するものとする。	(運用収益の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>下水道事業会計歳入歳出予算</u> に計上して、この基金に編入するものとする。
(繰替運用) 第5条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を <u>歳計現金</u> に繰り替えて運用することができる。	(繰替運用) 第5条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を繰り替えて運用することができる。

かすみがうら市下水道条例 新旧対照表(かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例附則第7項関係)

改正前	改正後
<u>(設置)</u>	

<p>第2条 本市は、生活環境の向上と公共用水域の水質の保全を図るため、公共下水道を設置する。</p> <p>2 公共下水道の区域は、法第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域とする。</p> <p>3 処理施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>第2条 削除</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水施設 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)をいう。</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その期間は、規則で定める。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水施設 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の施設(かんがい排水施設を除く。)をいう。</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その期間は、上下水道事業管理規程(以下「管理規程」という。)で定める。</p>
<p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について、管理規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事を行った者は、その工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出て検査を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事を行った者は、その工事を完了したときは、管理規程で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出て検査を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(除害施設の新設等の届出)</p> <p>第11条 使用者は、除害施設の新設等を行</p>	<p>(除害施設の新設等の届出)</p> <p>第11条 使用者は、除害施設の新設等を行</p>

<p>おうとするときは、規則で定めるところにより、その計画を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>おうとするときは、管理規程で定めるところにより、その計画を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p>
<p>(除害施設等の工事の完了の届出) 第 12 条 使用者は、特定施設からの汚水の処理施設又は除害施設(以下「除害施設等」という。)の新設等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。</p>	<p>(除害施設等の工事の完了の届出) 第 12 条 使用者は、特定施設からの汚水の処理施設又は除害施設(以下「除害施設等」という。)の新設等の工事を完了したときは、管理規程で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。</p>
<p>(除害施設等の管理者の選任) 第 13 条 (略) 2 前項の規定により除害施設等管理責任者を選任したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(除害施設等の管理者の選任) 第 13 条 (略) 2 前項の規定により除害施設等管理責任者を選任したときは、管理規程で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p>
<p>(使用開始等の届出) 第 14 条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開(以下「開始等」という。)しようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、除害施設等の新設等を行い、公共下水道の使用の開始等しようとする使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも同様とする。</p>	<p>(使用開始等の届出) 第 14 条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開(以下「開始等」という。)しようとするときは、管理規程で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、除害施設等の新設等を行い、公共下水道の使用の開始等しようとする使用者は、管理規程で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも同様とする。</p>
<p>(使用料の算定) 第 18 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第 2に定めるところにより算定して得られた額とする。この場合において、その額に</p>	<p>(使用料の算定) 第 18 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定して得られた額とする。この場合において、その額に 10</p>

<p>10 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用者が、使用月の中途において使用の開始等をしたときの使用料の額は、使用水量が基本排除汚水量の2分の1に満たないときは、別表第2に規定する基本金額の2分の1とする。</p>	<p>円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用者が、使用月の中途において使用の開始等をしたときの使用料の額は、使用水量が基本排除汚水量の2分の1に満たないときは、別表に規定する基本金額の2分の1とする。</p>
<p>(行為の許可)</p> <p>第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(行為の許可)</p> <p>第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、管理規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p>
<p>(占用の許可)</p> <p>第22条 公共下水道の敷地又は排水施設の物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(占用の許可)</p> <p>第22条 公共下水道の敷地又は排水施設の物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、管理規程で定めるところにより、申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第25条 公共下水道の排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第27条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その</p>	<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第25条 公共下水道の排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第27条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理規程で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その</p>

<p>他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。</p>	<p>他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の管理規程で定める措置を講ずるものとする。</p>
<p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第 26 条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第 26 条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>(処理施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第 27 条 第 25 条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第 2 号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。</p>	<p>(処理施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第 27 条 第 25 条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第 2 号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理規程で定める措置を講ずるものとする。</p>
<p>(終末処理場の維持管理に関する基準)</p> <p>第 29 条 法第 21 条第 2 項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥</p>	<p>(終末処理場の維持管理に関する基準)</p> <p>第 29 条 法第 21 条第 2 項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥</p>

の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう 規則 で定める措置を講ずるものとする。	の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう 管理規程 で定める措置を講ずるものとする。										
(手数料の徴収) 第 32 条 市長は、指定工事店の指定に関し、次の表に定める手数料を徴収する。	(手数料の徴収) 第 32 条 市長は、指定工事店の指定に関し、次の表に定める手数料を徴収する。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定工事店指定証交付手数料</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>指定工事店標証板交付手数料</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	指定工事店指定証交付手数料	2,000 円	指定工事店標証板交付手数料	10,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定工事店指定証交付手数料</td> <td>2,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	指定工事店指定証交付手数料	2,000 円
区分	金額										
指定工事店指定証交付手数料	2,000 円										
指定工事店標証板交付手数料	10,000 円										
区分	金額										
指定工事店指定証交付手数料	2,000 円										
2 (略)	2 (略)										
(委任) 第 33 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則 で定める。	(委任) 第 33 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 管理規程 で定める。										
別表第 1 (略)											
別表第 2 (略)	別表 (略)										

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例附則第 8 項関係)

改正前	改正後
<u>かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例</u>	<u>かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例</u>
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業集落排水処理施設の 設置及び管理 について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業集落排水処理施設の 管理 について必要な事項を定めるものとする。
(設置) 第 3 条 農村集落の生活環境の整備及び公衆衛生の向上を図るため、農排施設を設置する。	第 3 条 削除

2 農排施設の名称、位置及び処理区域は、 別表第1のとおりとする。	
<p>(排水設備計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行う受益者は、あらかじめその計画について規則で定めるところにより市長に申請し、確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>	<p>(排水設備計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行う受益者は、あらかじめその計画について上下水道事業管理規程(以下「管理規程」という。)で定めるところにより市長に申請し、確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>
<p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事は、かすみがうら市指定排水設備工事店規則(平成17年かすみがうら市規則第119号)により指定したかすみがうら市指定排水設備工事店でなければ行ってはならない。</p>	<p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事は、管理規程により指定したかすみがうら市指定排水設備工事店でなければ行ってはならない。</p>
<p>(排水設備工事の検査)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事を行った受益者は、当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより遅滞なくその旨を市長に届け出て、当該排水設備の検査を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備工事の検査)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事を行った受益者は、当該工事を完了したときは、管理規程で定めるところにより遅滞なくその旨を市長に届け出て、当該排水設備の検査を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第10条 農排施設の利用を開始し、休止し、若しくは再開しようとする利用者又は排水設備を廃止しようとする受益者は、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第10条 農排施設の利用を開始し、休止し、若しくは再開しようとする利用者又は排水設備を廃止しようとする受益者は、管理規程で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>(農排施設の移動等)</p> <p>第11条 受益者は、家屋の改築等の理由により農排施設の一部について移動等をしたときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けて行うことができる。</p>	<p>(農排施設の移動等)</p> <p>第11条 受益者は、家屋の改築等の理由により農排施設の一部について移動等をしたときは、管理規程で定めるところにより市長の許可を受けて行うことができる。</p>

<p>(使用料の納付)</p> <p>第 13 条 利用者は、農排施設を利用するに当たっては、農排施設の使用料(以下「使用料」という。)を規則で定めるところにより納付しなければならない。</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第 13 条 利用者は、農排施設を利用するに当たっては、農排施設の使用料(以下「使用料」という。)を管理規程で定めるところにより納付しなければならない。</p>
<p>(使用料)</p> <p>第 14 条 使用料の月額、別表第 2に定めるところにより算定して得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 14 条 使用料の月額、別表第 1に定めるところにより算定して得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>
<p>(新規利用者の認定)</p> <p>第 16 条 排除施設の供用が開始された後に排水設備を設けて建築物を建築する者で排除施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請し、認定を受けなければならない。</p>	<p>(新規利用者の認定)</p> <p>第 16 条 排除施設の供用が開始された後に排水設備を設けて建築物を建築する者で排除施設を利用しようとするものは、管理規程で定めるところにより市長に申請し、認定を受けなければならない。</p>
<p>(新規利用者に係る負担金)</p> <p>第 17 条 前条の規定により認定を受けた者は、別表第 3に定める負担金を規則で定めるところにより納付しなければならない。この場合において、排除施設を新たに設置する必要があるときは、その設置に要する費用は受益者が負担しなければならない。</p>	<p>(新規利用者に係る負担金)</p> <p>第 17 条 前条の規定により認定を受けた者は、別表第 2に定める負担金を管理規程で定めるところにより納付しなければならない。この場合において、排除施設を新たに設置する必要があるときは、その設置に要する費用は受益者が負担しなければならない。</p>
<p>(委任)</p> <p>第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。</p>
別表第 1 (略)	
別表第 2 (略)	別表第 1 (略)
別表第 3 (略)	別表第 2 (略)

かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例附則第 9 項関係)

改正前	改正後
-----	-----

<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、 <u>かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第142号)の別表第1</u>に掲げる事業地区内で農業集落排水処理施設を利用する家屋その他の建築物(以下「家屋等」という。)を有する者及び家屋等の建築を予定している者をいう。この場合において、複数の受益者が同一敷地内で生計を一にしているときは、その代表者を受益者とする。</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、 <u>かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第144号)の別表第2</u>に掲げる事業地区内で農業集落排水処理施設を利用する家屋その他の建築物(以下「家屋等」という。)を有する者及び家屋等の建築を予定している者をいう。この場合において、複数の受益者が同一敷地内で生計を一にしているときは、その代表者を受益者とする。</p>
---	---

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の</u></p>

<p>(6)～(9) (略)</p> <p>4及び5 (略)</p>	<p><u>前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4及び5 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>